［事案 2024-38］給付金返還請求取消請求

・令和 6 年 11 月 6 日　裁定打切り

※本事案の申立人は、［事案 2024-37］の申立人の配偶者である。

＜事案の概要＞

重大事由により契約を解除され、支払われた給付金の返還を請求されたことを不服として、返還請求の取消しを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 4 年 12 月に睡眠時無呼吸症候群により入院したため、令和 4 年 9 月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金および入院一時金を請求したところ、支払われた。しかし、令和 5 年 10 月に約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され、支払われた給付金の返還を請求された。保険に重複して入りすぎているとの理由であったが、知人や保険関係の方に話を聞いたところ通常と言われ、保険料の徴収だけして、1 年も経って入院一時金等の返還を求められ、納得できないことから、給付金の返還請求を取り消してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人は、保険会社合計で入院一時金 90 万円に加入し、配偶者との合計でも入院給付金 160 万円に加入し、夫婦そろって加入後まもなく同じ傷病で 1 泊入院し、多額の入院一時金を取得した。このような行為は、約款の「他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」に該当すると判断し、重大事由による解除を決定した。

(2) 睡眠時無呼吸症候群は、医師の判断によるが、一般的には本人や近親者からの申告で「睡眠時無呼吸症候群の疑い」となり、場合によっては入院時期について本人がコントロール可能なものである。これらの状況から、申立人と配偶者は、不正に給付金を詐取することを企て、複数の保険契約に加入後に入院したものとも考えられ、このような行為は信頼を損なうものであり、本契約の存続は困難と考える。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

(1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、申立人が支払う保険料の合計額、他契約の給付金の支払履歴およびその原因や支払われた給付金の妥当性、各契約の加入の状況・経緯・動機等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。

(2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となる。

(3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。